

| | | | |
|-----------|-----|--|-----|
| 通信日付印の年月日 | 確認印 | | 番 号 |
| 年 月 日 | | | |

非上場株式等についての贈与税の相続税の納税猶予の継続届出書

| | |
|-----|-----|
| 入 力 | 確 認 |
| ※ | ※ |

平成____年____月____日

____税務署長 殿

〒
住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 - -)

第70条の7第1項
租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等
第70条の7の4第1項 相続税

第10項
について確認し、同条第10項の規定により関係書類を添付して届け出ます。
第8項

※印欄は記入しないでください。

| | | | | | | |
|-------------|----------------------|-----|----|---|---|---|
| 非上場株式等の | 贈与を受けた 相続(遺贈)があった | 年月日 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 贈与者 被相続人 | 住所 | 氏名 | | | | |

この届出書は、認定(贈与・相続)承継会社、贈与者ごとに作成してください。

- 1 経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。) 平成____年____月____日
- 2 1の基準日における猶予中贈与税 相続税 額 _____円
- 3 1の基準日において有する特例(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の数又は金額 _____株(口・円)
- 4 認定(贈与・相続)承継会社の名称 _____
- 5 1の基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】 認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類

- 1 定款の写し
- 2 登記事項証明書(基準日以後に作成されたものに限りです。)
- 3 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限りです。)
- 4 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書
- 5 認定(贈与・相続)承継会社の従業員数証明書(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」といいます。)施行規則第1条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。)
- 6 基準日が経営(贈与・相続)承継期間内である場合には、円滑化法施行規則第12条第13項の確認書の写し及び同条第2項又は第4項の報告書の写し
- 7 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
- 8 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5の書類も併せて提出してください。

| | | | |
|-------|--|------|--|
| 関与税理士 | | 電話番号 | |
|-------|--|------|--|

(裏)

《 届出をする必要のある方 》

次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税又は相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

1 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方

- イ 経営贈与承継期間(注1)の場合 第一種贈与基準日(注2)の翌日から5か月を経過する日
- ロ 経営贈与承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間
第二種贈与基準日(注3)の翌日から3か月を経過する日

- (注1) 「経営贈与承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日又は贈与者の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注2) 「第一種贈与基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過するごとの日をいいます。
- (注3) 「第二種贈与基準日」とは、経営贈与承継期間の末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。

2 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方

- イ 経営承継期間(注4)の場合 第一種基準日(注5)の翌日から5か月を経過する日
- ロ 経営承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間
第二種基準日(注6)の翌日から3か月を経過する日

- (注4) 「経営承継期間」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日又は経営承継相続人等(被相続人から相続又は遺贈により認定承継会社(円滑化法第2条に規定する中小企業者のうち経済産業大臣認定を受けた会社で一定のものをいいます。)の非上場株式等の取得をした個人をいいます。)の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注5) 「第一種基準日」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から1年を経過するごとの日をいいます。
- (注6) 「第二種基準日」とは、経営承継期間の末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。

3 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方

- イ 経営相続承継期間(注7)の場合 第一種相続基準日(注8)の翌日から5か月を経過する日
- ロ 経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間
第二種相続基準日(注9)の翌日から3か月を経過する日

- (注7) 「経営相続承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの間に贈与者について相続が開始した場合における相続の開始の日からこの5年を経過する日又は受贈者の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注8) 「第一種相続基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して、1年を経過するごとの日をいいます。
- (注9) 「第二種相続基準日」とは、経営相続承継期間の末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。

4 「経営承継者」とは、

- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

5 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次の書類も併せて提出してください。なお、経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には、次の②の二に掲げる書類の提出は不要です。

(提出書類)

- ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し
- ② 次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。)
 - イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる直前における合併承継会社及び合併により消滅する会社(認定(贈与・相続)承継会社を除きます。)又は交換等承継会社の従業員数証明書
 - ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書
 - ハ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社のすべての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限りません。)
 - ニ 合併又は株式交換等に係る円滑化法施行規則第12条第13項の確認書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し